



2025年11月13日

日本政策金融公庫との 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

鹿児島興業信用組合（理事長 満田 學）と株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）鹿児島支店（支店長 野村 直行）は「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 業務連携の背景・目的

近年頻発、激甚化している自然災害、感染症の発生、サイバー攻撃など（以下、「危機事象」という）の発生が相次いでいます。そのような中、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機事象の発生時においても、地域の事業者に対し切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できる体制を整備するものです。

鹿児島県は、台風や豪雨など自然災害の被害のリスクが想定される地域であり、地域の事業者に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供などを含め、相互の連携を円滑にすべく、鹿児島興業信用組合と日本公庫の鹿児島県内3支店（鹿児島支店、鹿屋支店、川内支店）は、業務連携に関する覚書の締結に至りました。

2 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （1）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （2）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- （3）地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （4）職員の緊急避難先として、相互の建物への避難
- （5）被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用
- （6）その他危機事象発生時に必要となる連携

3 締結日

2025年11月13日（木）

【本件に関するお問い合わせ先】

鹿児島興業信用組合 経営企画部

TEL : 099-224-3175



写真左より日本公庫・中小企業事業統轄 執行 寿、日本公庫・支店長兼農林水産事業統轄 野村 直
行、鹿児島興業信用組合・理事長 満田 學、日本公庫・国民生活事業統轄 國司 軒